

## 令和6年度事業計画

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、社会経済活動は回復基調にあり、景気も緩やかな回復が続くことが期待されています。

このような状況の中、シニアライフいきいき応援窓口の来所者は増加傾向で、入会者も増加傾向にあります。しかしながら、就業意識や生活様式の多様化により、入会後もハローワーク等で就職を検討している会員が多いようです。

令和5年版高齢社会白書では、我が国の総人口は、令和4年10月1日現在、1億2,495万人で、65歳以上の人口は3,624万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、29.0%となっています。

また、75歳以上人口は、1,936万人で、総人口に占める割合は、15.5%となり、65歳～74歳人口の1,687万人、13.5%を上回っています。

就業の状況についても、就業率は60歳～64歳で73.0%、65歳～69歳が50.8%、70歳～74歳が33.5%、75歳以上が11.0%と、10年前の平成24年度から、継続的に増加しています。

さらに、健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回るなど、元気に自立して過ごせる期間が延びるため、就業以外にも社会活動への参加などを通して、生きがいを見つけることが大切になってきます。

高齢社会白書でも、高齢者の生きがいづくりのために、身近な地域での居場所や役割、友人・仲間とのつながり、外出を続けること、情報機器の利用などが重要であると言っています。（QOL (Quality Of Life・クオリティオブライフ)）

こうした中、令和6年度は、前年度に引き続き、就業ニーズに柔軟に対応するとともに、健康で生きがいを持った生活が送れるよう、会員はもとより、生涯現役を目指す全ての高齢者に向けて、様々な事業の実施や情報発信をするとともに、社会全体で持続可能な社会を実現するための取組「SDGs」も意識しながら、その目標に沿った事業展開をまいります。

シルバー人材センターのイメージアップと各世代の方々に認知していただけるような事業を展開してまいります。



公益社団法人座間市シルバー人材センターは  
持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

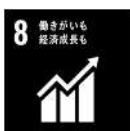
## 令和6年度目標値

新規入会会員	120人
就業延人員	65,000人日（労働者派遣事業含む）
就業率	94.0%

## 実施計画

(1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

(2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供



- ① 就業交替一覧を発行し、就業情報の提供に努めます。
- ② 適正就業ガイドラインを活用し、シルバー人材センターの趣旨や働き方に理解を求め、ワークシェアリング並びに「偽装請負」の防止に努めます。
- ③ 「適正就業の推進」については、依頼主の理解と就業会員の適正な働き方により、契約形態の見直しが進んでいますが、今後も引き続き適正就業の推進に努めます。
- ④ 就業内容に応じた契約方法等の提案を積極的に行います。
- ⑤ 年齢に関係なく働く意欲のある高齢者の受け皿となり、人材を必要とする企業へ紹介ができるような仕組みづくりを検討します。
- ⑥ 訪問型サービスA従事者ミーティングの開催  
訪問事業責任者を交え、日頃の疑問・問題点等の解消を図ります。



- ⑦ 新たな独自事業の創出  
薪販売（継続検討）

(3) 就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習

- ① スキルアップ講習会



神奈川県シルバー人材センター連合会が実施する講習会等の情報提供  
訪問型サービスA従事者研修会  
派遣就業会員向けの研修

(4) 高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業



- ① クオリティ・オブ・ライフ維持・向上のために  
「よりよく生きる」という「生活の質」=QOL (Quality Of Life)が重要。  
・体験型研修会「スマホ教室」



スマートフォンの普及に伴い、高齢者の活用したい気持ちに沿った研修会の開催

② 未就業会員の解消

未就業会員等のニーズを把握し、会員が希望する職種と紹介可能な職種のミスマッチについて説明し、職種の転換がスムーズにできるようサポートします。なお、未就業会員の解消（就業率のアップ）は、今後の事業運営の中で重要課題となります。

③ 安全・適正就業の推進

安全就業のため、会員一人一人が「事故にあわない、起こさない」が意識できるような啓発活動を安全・適正就業委員会で検討します。

また、不幸にして事故が起こった際は、事故状況・再発防止策を関連する就業会員等へのフィードバック

④ 地区懇親会への支援

⑤ 事務局体制の強化

多様化するニーズに対応するため、各種研修会に参加し、事務局の資質の向上を図ります。

なお、トラブルに迅速かつ適正に対応できるよう、弁護士と顧問契約を締結します。

事業を実施するうえで、全国シルバー人材センター事業協会並びに神奈川県シルバー人材センター連合会との連携を密にすることで時代に即した事業を実施します。

フリーランス新法施行に伴う、「契約方法の見直し」の当センターとしての対応方法の確認。

⑥ 生きがいセンターの活用

ウクレレサークル・キーボード教室受講者の発表会  
世代間交流を目的とした事業の実施

